

# 福山平成大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## 福山平成大学

### 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、福山平成大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

#### 【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

#### 【条件】

特になし。

### 総評

建学の精神とともに教育理念が、各種印刷物やホームページなどを通して学内外に示され、大学の使命・目的は学則に明記され、学生便覧などにも記載している。更に、建学の精神及び使命・目的は「御幸五訓」という五つの標語に込められており、校庭の石碑に刻まれるとともに各種媒体を通して学内外への周知を図っている。

教育研究の基本組織は、学部や研究科に加え、「情報教育センター」などの附属機関が設置され、社会や地域の要請に応える組織として構成されている。各種会議体などにより、組織相互の連携が保たれている。学部横断的な「共通教育委員会」が組織され、「全人教育」の一環としての教養教育を行っている。教育目的が各学部、研究科の特色に合わせて設定され、それに基づく教育課程・教育方法が採用されている。教育課程は、各学部とも一般教育科目と専門教育科目から編成されており、それぞれが体系的に配置されている。

一部の学部では学生の受入れ方針を示しているが、今後、アドミッションポリシーを更に明確に策定し、全学部において示した上、適切に運用されることが望まれる。学習面、生活面については、学生の要望を各種アンケートにより汲上げる努力がなされており、担当職員などの積極的な取組みにより高い就職率が維持されている。

設置基準上の必要教授数の不足については、内定者の決定や具体的採用計画の策定などにより適正な教員構成が図られているので、早急に採用されることが望まれる。一部の学科では教育支援のため TA( Teaching Assistant)制度が採用され、また「FD 推進委員会」が中心となり、教育内容・方法の改善が組織的に行われている。

職員の採用などに関する規程の整備に更なる努力が望まれるが、法人及び大学の諸規程に基づく事務組織は、適切に配置されている。事務局は、少人数で諸業務を遂行しており、今後、職員の人数や配置などの見直しを更に図ることが望まれるが、現在は、職員個々の能力と工夫により効果的に機能している。寄附行為などの諸規程に基づき、管理運営体制が整備され、機能している。「福山大学及び福山平成大学学部長等連絡会議」が定期的開催されることにより管理部門と教学部門の連携が保たれているが、今後、担当者が更に積極的に参加することが望まれる。自己点検・評価は組織的に実施され、結果もホームページ上で公表されている。

法人全体での帰属収支差額は収入超過で推移しており、収入と支出のバランスを考慮した運営が認められるが、大学の帰属収支差額は支出超過状態が継続しているため、今後、定員確保や外部資金の導入に更に組織的に取組まれることが望まれる。財務情報はホームページ上で公開されている。

校地、校舎ともに大学設置基準を満たしており、教育研究に必要な施設設備は安全性も含めて適切に維持・管理されている。体育館などの施設が一般に開放されており、公開講座なども実施され、地域への大学の資源を提供する精神がうかがえる。米国カリフォルニア大学と姉妹校協定を締結し、教員・学生の相互交流も図っている。また、「びんご経営リサーチセンター」「地域交流センター」などの社会連携による今後の成果が期待できる。

個人情報保護やハラスメントに関する諸規程は整備されており、大学としての組織倫理は確立している。また、科学研究費補助金や受託研究、研究助成寄付金などに関する取扱規程も整備されている。今後、内部監査や危機管理のための諸規程などが更に整備されることが望まれる。教育研究活動を学報やホームページを通して学内外へ公正、適切に広報する体制は整備されている。

総じて、大学の建学の精神・教育理念を原点とし、教育活動・学生支援活動並びに社会連携などにおいて特色ある取組みを行っている。参考意見などは、今後もより質の高い高等教育機関として発展、向上を図るための参考とされたい。

## 基準ごとの評価

### 基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

#### 【判定】

基準 1 を満たしている。

#### 【判定理由】

大学の建学の精神である「人間性を尊重し、調和的な全人格陶冶を目指す全人的な教育を行う」をもとに、教育理念として「全人教育」「人間と自然を尊ぶ教育」「心情と愛の教育」及び「知行合一の教育」を掲げ、大学要覧、学生便覧及びホームページなどに掲載されている。

大学の目的及び使命として、「教育基本法」の精神に則り、学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授・研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人格円満で教養の高い有為な人材を育成する」が学則に明示されているとともに学生便覧などにも記載されている。

更に、建学の精神、教育理念、使命・目的は「御幸五訓」、すなわち「一、真理を求め、道理の実践を志向する。二、豊かな品性と魅力ある個性を伸ばす。三、不屈の魂を養い、紐帯性を培う。四、生命を尊重し、自然を畏敬する心情を育む。五、誠実と倫を胸に刻み、夢の実現に挑む。」に込められている。「御幸五訓」は石碑に刻まれ、講義棟前に設置されていると同時に、ホームページ、大学要覧、学生便覧、学報「みゆきレター」に掲載され、学生、教職員、保護者などを含め、学内外への周知が図られている。

## 基準 2 . 教育研究組織

### 【判定】

基準 2 を満たしている。

### 【判定理由】

教育研究の基本的な組織は、現在 3 学部 5 学科と 1 研究科、そしてこれらを共通に支援する附属図書館、「情報教育センター」、事務局などから構成されている。こうした組織は、地域の要請や社会的ニーズの変化に合わせて、素早い改組や拡充を繰り返す中で生まれてきたものであり、いわば地域社会に貢献するための組織として適切に構成されている。また、「評議会」「全学教授会」のほか、「学部長等連絡会議」や各種委員会などが設けられており、学内の各組織が相互に密接な関連性を保つように工夫されている。

教養教育については、「教養基礎」をはじめ、各種基礎科目の担当教員の中から学長が指名した教員によって、学部横断的に「共通教育委員会」が組織されている。この委員会が責任をもって、教養教育に関わる諸事項を審議し、「全人教育」の一環としての教養教育を行っている。また、「教養講座運営委員会」を設け、年 6 回外部から講師を招いて全学生を対象に教養講座を主催している。

教育方針などに関わる意思形成の組織として、「全学教授会」「学部教授会」「研究科委員会」のほかに、「評議会」「学部長等連絡会議」や各種委員会などが設置されている。「評議会」が教育研究上の目的を達成するための基本計画を審議し、それに基づいて「学部教授会」「研究科委員会」や各種委員会が具体的対応を審議し、「学部長等連絡会議」による議題としての整理を媒介に、「全学教授会」がその議題を審議している。学習者の各種要求は、学務課やクラス担任などに伝えられ、授業に関する要求は授業評価を通して教員に伝えられ、それぞれの担当教職員のほか、各学科の会議や各種委員会でも対応している。

## 基準 3 . 教育課程

### 【判定】

基準 3 を満たしている。

### 【判定理由】

建学の精神や地域の要請などに基づく教育目的が、3 学部 1 研究科の特色に合わせてそれぞれ設定されており、福祉健康学部では更に各学科の教育目的も示されている。これらの教育目的を達成するために、学部、学科及び研究科ごとに、それぞれの沿革や特色に沿った教育課程の編成方針を設定の上、教育目的と学問的特性にあわせた教育方法が具体的に工夫され、実施されている。

教育課程は、各学部とも一般教育科目と専門教育科目から編成されている。一般教育科目は、多彩な内容をもつ教養基礎科目や外国語などの科目を含んでおり、1、2 年次を中心に配置されている。専門教育科目は、科目の内容に沿って分かりやすくグループ分けされ

ている。また、基礎的な科目は必修科目として、応用的な科目は選択科目として、それぞれ体系的に配置されている。

授業期間と授業回数を含む年間行事予定は、学年暦として全学に公表され、適切に運営されている。年次別履修科目の登録上限と進級・卒業の要件は「授業科目履修細則」の別表に、修了要件は大学院の学則に、更に既修単位の認定数の上限は大学の学則に、それぞれ規定され適用されている。

教育と学習の結果の評価については、評価基準は各学部共通に決められており、評価方法は授業内容や授業計画などとともにシラバスに明示されている。評価結果は、保証人との個別懇談の際やクラス担任やゼミ担当教員による学生指導の際に有効に活用されている。導入教育の重視や実践教育の重視、そして「教育懇談会」の実施は、教育内容と方法の特色ある工夫と認められる。

#### 基準 4 . 学生

##### 【判定】

基準 4 を満たしている。

##### 【判定理由】

一部の学部、学科においては学生の受入れ方針の明確化を図り、アドミッションポリシーを定めている。ただし、明確化されていない学部もあり、今後、全学において、アドミッションポリシーを更に明確に定め、大学要覧やホームページなどを通して受験生などに周知することが望まれる。入学試験については、「福山平成大学入学試験委員会」を設け、入学者選抜の規程などに基づき概ね適切に実施している。

学部の入学定員の未充足については、学部、学科の改組転換を行い、学生の確保に積極的に取り組んでいるが、今後、より積極的な広報活動を行うなど、学生確保に更なる努力が望まれる。

担任制度やオフィスアワーなどの諸措置により学習支援体制を整備するとともに、入学前指導や新入生の合宿オリエンテーションが行われ、教員と学生及び学生同士の信頼関係づくりに役立っている。また、「学生の授業評価アンケート」や「学生生活に関するアンケート」を実施し、学生の学習及び生活などの要望を汲上げる努力がされているとともに「学生委員会」が設置され、学生生活全般のサポートも行っている。

就職・進学指導については、保証人を交えて進路について考える「就職懇談会」を毎年開催するとともに、企業開拓など、担当者の積極的な取り組みにより、高い就職率が維持されている。

##### 【優れた点】

- ・ 5 年連続で就職率を向上させ、高い就職率が維持されていることは高く評価できる。

#### 基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員配置について、必要な教員数は確保されているが、大学設置基準上の必要教授数が教員の退職などにより一時的に不足している。大学は既に内定者を決め、募集計画もされているので、適切な教員構成に引続き努力し、早急に採用されることが望まれる。

教員の採用においては、「教職員の人事及び勤務等に関する規則（就業規則）」などの規程が制定されており、これらの規程をもとに、「学部教授会」及び「教員選考委員会」において教員選考が行われている。また、教員全体の年齢バランスもとれている。

担当授業時間数については、一部偏りが見られるが、全体として概ね適切であると認められる。一部の学科では TA( Teaching Assistant) を活用しているので、今後一層の取組みが期待できる。また、学内研究費などが支給され、更に論文投稿及び研究図書公表に対して出版助成の制度も設けている。今後、応募しやすい環境づくりに更なる工夫が期待されるが、教育研究活動を支援する取組みとして評価できる。

「FD 推進委員会」を中心に「私の授業発表会」を実施し、教員による観察授業を継続的に行っている。また、「FD ニュースレター」を発行し、FD(Faculty Development)に関する知識や技能の共有にも努めている。更に「学生による授業評価アンケート」も定期的実施されており、その結果が教員にフィードバックされるとともにホームページにも公表されている。

基準 6 . 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

「法人及び大学の組織運営に関する規程」において、事務組織及び所掌事務などが定められており、この規程に基づき、事務局をはじめ、附属諸施設にもそれぞれ事務室を置き、大学の諸業務を遂行している。職員の採用・昇任・異動に関する規程は制定されていないが、それらの方針については、理事長を中心に、法人事務局長、法人総務部長などが必要に応じて協議、決定し、運用されている。

大学職員数は少ないが、小規模大学であることもあり、事務業務は事務局で一元的に処理し、諸業務に支障をきたさないよう工夫されている。しかし、職員個々の能力に依存している点が多く見られるので、今後、職員の人数や配置などの見直しを図ることが望まれる。教員と職員との連携及び職員間の協力体制については構築されており、適切に機能している。

外部研修会や協議会への職員の派遣や職員による自主研修会の開催など、SD(Staff Development)に関する取組みを行っているが、今後、更に職員の資質向上のための組織的な研修に取組まれることが望まれる。

## 福山平成大学

事務局が少人数であるため、教育研究支援の組織体制は十分とはいえませんが、教育研究に関する学外の競争的資金などの申請業務は事務局が一元的に処理している。また、各学科に助手を配置し、事務局との連携を図り、教育研究の関連諸業務を支援している。

### 【参考意見】

- ・外部研修への参加などのSD活動を行っているが、今後、職員の資質向上のための組織的な研修を更に充実し、継続的に実施されることが望まれる。
- ・職員が不足している現状を踏まえ、大学の目的の達成や教育研究の支援のために、必要な職員を更に確保し、適切に配置することが望まれる。

## 基準7．管理運営

### 【判定】

基準7を満たしている。

### 【判定理由】

法人全体の管理運営体制は「学校法人福山大学寄附行為」に則って構築されており、また理事、監事、評議員の選考方法や人数、構成についても適切であると認められる。

理事会及び評議員会の開催や審議内容についても、寄附行為に定められた通り運営されており、理事会への理事、監事の出席、評議員会への評議員の出席状況も適切である。

法人及び大学の管理運営を適切に行うために、「法人及び大学の組織運営に関する規程」が定められている。更に、大学の管理運営については、「福山平成大学学則」のもとに、「福山平成大学評議会細則」「福山平成大学全学教授会細則」「福山平成大学学部教授会細則」及び「福山平成大学学部長等連絡会議運営要領」が定められ、それに基づいて、「評議会」「全学教授会」「学部教授会」「学部長等連絡会議」が設けられている。

管理部門と教学部門の関係については、学長及び学長が推薦した教職員が理事会構成メンバーとなっているほか、「福山大学及び福山平成大学学部長等連絡会議」が毎月開催されることにより、両者の意見や考えが反映される仕組みが構築されている。

自己点検・評価活動を行う体制は整備されている。具体的には、教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために「自己評価委員会」を組織し、自己点検・評価活動を行い、その結果を報告書としてまとめ、ホームページなどで公表している。

## 基準8．財務

### 【判定】

基準8を満たしている。

### 【判定理由】

法人全体では、消費収支計算書の帰属収支差額は収入超過で推移しており、人件費比率及び教育研究経費比率は適切であり、収入と支出のバランスを考慮した運営が認められる。

また、各種引当特定資産として昨今の金融情勢に影響されない健全な金融資産の形成により、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有している。一方、大学の帰属収支差額は、支出超過で推移している。収支の比率は改善されてきているが、現在進めている学部、学科の改組及び定年の見直しなど、更なる改善への取組みに期待したい。

会計処理は、「学校法人福山大学経理規程」に基づき処理をされており、監査法人の定期的な監査のもと適切に行われている。また、財務情報の公開については、閲覧請求に対しては、大学の庶務課が対応しており、学外向けには大学のホームページ上に財務三表を掲載して一般に公開している。

外部資金の導入については、科学研究費補助金の申請件数は徐々に増加しているが、採択された件数は少ない。しかし、実習系の学部、学科の開設及び外部資金獲得と連動した個人研究費支給方法の変更により獲得への取組み意識は高まりつつある。

#### 基準 9 . 教育研究環境

##### 【判定】

基準 9 を満たしている。

##### 【判定理由】

福山市の郊外に位置するキャンパスには、低層階を中心とした講義実習棟、看護学部棟、二つの体育館、図書館、全天候型 400 メートルトラックなどが整然と配置され、校地及び校舎面積は大学設置基準を満たしている。

図書館の開館時間延長、同じ法人内の福山大学との遠隔講義システムの導入、実習関連施設校舎の建設（平成 21(2009)年度完成予定）など施設設備の充実に努めている。学内全般の管理運営は、事務局庶務課が行っており、警備などの外部委託と併せ安全性の確保を図り適切に維持、運営されている。

学生ホール、室外に設置されたプラザ、看護学部棟 1 階の学生用スペースなど、学生が多目的に使用できる場を提供しており、アメニティの充実に努めている。バリアフリーについても整備が図られており、課題であった車いすでの売店への移動も新校舎建設に伴う場所移転により整備が計画されている。

#### 基準 10 . 社会連携

##### 【判定】

基準 10 を満たしている。

##### 【判定理由】

大学のグラウンド及び体育館は授業や行事に支障のない限り一般開放をしており、図書館においては外部貸出を実施し、食堂も外部に開放している。公開講座は平成 7(1995)年より開講しており、年 6 回平日の夜に開催し、受講者の利便性を図っている。地元高校生に対しては、「出張講義」のほかに土曜日開催の「特別講座」に引続き「平日の体験授業」

も実施され、高校の要望に応えながら取り組んでいる。

単位互換は同じ法人内の福山大学と行っており、米国のカリフォルニア大学とは姉妹大学協定を締結し、教員と学生の相互交流を図っている。また、経営学部経営学科では地元企業の協力を得て、企業実習や企業から講師を招いての講義も行っている。

経営学部及び看護学部では、それぞれ「びんご経営リサーチセンター」「地域交流センター」を立上げ、地元との連携強化に取り組んでおり、「社会連携事業推進委員会」の活動との相乗効果により今後の成果が期待できる。

## 基準 11 . 社会的責務

### 【判定】

基準 11 を満たしている。

### 【判定理由】

「教職員の人事及び勤務等に関する規程（就業規則）」をはじめ、「個人情報管理基本方針」「学生、教職員個人情報保護規則」「ハラスメント規程」などの規程は整備され、社会的機関として必要な組織倫理は確立されている。また、研究面においては、「研究倫理委員会」が設けられ、「研究倫理委員会細則」「科学研究費補助金経理取扱細則」「受託研究取扱規程」「研究助成寄付金取扱規程」などの規程が整備されている。

危機管理について、「防災規程」などは整備されているが、それに関する指導や訓練が行われていない。今後、対処マニュアルなども含め、組織的な管理体制の更なる整備が望まれる。ハラスメントに関しては、相談窓口は学生、教職員とも学務課、対応は「ハラスメント委員会」が行うこととなっている。

「広報委員会」「学部紀要委員会」を設置し、大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制は整備されている。また、年 4 回発行されている学報「みゆきレター」やホームページ上の「みゆきブログ」を活用して、教育研究活動を積極的に広報している。

